

報 告 第 9 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 217,929	千円 Δ23,101	千円 194,828
	1 雑 入	217,929	Δ23,101	194,828
2 繰 越 金		4,984	Δ1	4,983
	1 繰 越 金	4,984	Δ1	4,983
歳 入 合 計		222,913	Δ23,102	199,811

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 222,913	千円 △23,102	千円 199,811
	1 庁用管理費	78,813	△7,566	71,247
	2 文書管理費	144,100	△15,536	128,564
歳 出 合 計		222,913	△23,102	199,811